令和７年１２月豊橋市議会定例会

〔Ｒ７．１２．１　議運資料〕

○　提出事件

予 算 案	５　件	
条 例 案	１４　件	
単 行 案	１５　件	（うち人事案３件）
報　　告	４　件	
以　　上	３８　件	

１２月市議会定例会議案概要説明書

〔 条 例 案 〕

議案第１２３号　豊橋市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

議案第１２４号　豊橋市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例

議案第１２５号　豊橋市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例

議案第１２６号　豊橋市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

議案第１２７号　豊橋市パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

議案第１２８号　豊橋市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

（人事課）

１　給料表等の見直し（民間給与との較差に基づく給与改定）

人事院勧告を踏まえ、全ての給料表について、採用市場での競争力向上等の観点から若年層に重点を置きつつ全体を引き上げる。

区　　分	平均年齢	現　　行	改　　定	増減額	改定率
本　　市	40.2歳	377,681円	390,204円	12,523円	3.32%
国家公務員	41.9歳	414,480円	429,494円	15,014円	3.62%

※本市、国家公務員とも行政職給料表適用者（令和７年４月１日）

・勤続年数別給料月額の増減率（大卒採用・退職時主査のモデル例）

適用区分	５年	１０年	２０年	３０年
行政職給料表	4.19%	3.59%	2.90%	2.73%

・退職時到達給料月額の比較（大卒採用・退職時主査のモデル例）

適用区分	現　行	改　定	増減額	増減率
行政職給料表	398,200円	409,000円	10,800円	2.71%

２　一般職及び会計年度任用職員の期末手当及び勤勉手当の支給率の引上げ

令和７年度の期末手当・勤勉手当の支給率

区　　分		現　　行	改　　定	増　　減
12月期	期末手当	1.250月(0.700月)	1.275月(0.725月)	0.025月(0.025月)
	勤勉手当	1.050月(0.500月)	1.075月(0.525月)	0.025月(0.025月)

※括弧は、再任用職員

3　特別職の期末手当の支給率の引上げ

令和７年度の期末手当の支給率

区　　分	現　　行	改　　定	増　　減
12月期	1.725月	1.775月	0.050月

4　特定任期付職員の期末手当及び勤勉手当の支給率の引上げ

令和７年度の期末手当及び勤勉手当の支給率

区　　分		現　　行	改　　定	増　　減
12月期	期末手当	0.950月	0.975月	0.025月
	勤勉手当	0.875月	0.900月	0.025月

5　初任給調整手当の改定

医療職給料表（一）の適用を受ける職員で市長が定めるものに係る初任給調整手当の支給月額の限度額を改定する。

6　宿日直手当の見直し

宿日直手当の勤務１回あたり支給額の限度額を改定する。

7　実施時期

令和７年４月１日

8　影響額（常勤職員のみ）

令和７年度の給与改定に伴う影響額

一　般　会　計	特　別　会　計	企　業　会　計	合　　計
約５億 8,700 万円	約 2,700 万円	約４億 2,300 万円	約 10 億 3,700 万円

議案第１２９号　　豊橋市市費負担教員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

（学校教育課）

豊橋市教育委員会の市費負担教員の給与の適正化を図るため、現行条例の一部を改正するもの

〇給料表等の見直し

県費負担教員の給与との均衡を保つため、市費負担教員の給料表及び教職調整額の見直しを行う。

（公布の日から施行し、令和７年４月１日から適用。ただし、教職調整額の見直しは、令和８年１月１日から施行）

議案第１３０号　　公の施設の使用料等の改定に関する条例

（財政課）

使用料等については、おおむね５年を目途に見直しを実施しており、施設の老朽化や社会情勢の変化に対応するとともに、受益者負担の状況を踏まえ改定を行うもの

１　統一的な見直し

施設利用者とそれ以外の者との負担の適正化を図るとともに、将来の維持管理・更新にかかる世代間の負担の公平性を担保する（２２施設）。

あわせて、施設利用の時間区分間に隙間時間がある場合の、区分を連続して利用する際の当該隙間時間の使用料等について規定するとともに（１４施設）、市外の者が利用する場合の使用料等について規定する（１１施設）。

○使用料改定の基本的な考え方に基づく主な改定

項　目			改定内容（例）
施設使用料等	福祉	総合福祉センター	会議室（全日）　3,990円　→　6,210円
	教育	青少年センター	体育室（全日）　5,200円　→　9,190円
	コミュニティ	生涯学習センター	和室（豊城・全日）　3,960円　→　6,630円
	その他	こども未来館	研修室（全日）　9,180円　→　13,030円
観覧料		美術博物館	企画展観覧料（一般・個人）上限　1,500円　→　1,950円

２　実施時期

令和８年４月１日

３　影響額

一般会計　約２３，０００千円

議案第１３１号　　豊橋市手数料条例の一部を改正する条例

（市民課・建築指導課・財政課）

住民票の写し等の交付手数料の適正化を図るほか、規定の整備をするため、現行条例の一部を改正するもの

１　住民票の写し等の交付手数料の適正化

手数料名	単位	金額	
		改正後	改正前
住民票の写しの交付手数料	１通	円 300（※）	円 200
住民票の写しの広域交付手数料		300	200
住民票に記載した事項に関する証明書交付手数料		300（※）	200
除票の写しの交付手数料		300	200
除票に記載した事項に関する証明書交付手数料		300	200
戸籍の附票の写しの交付手数料		300（※）	200
戸籍の附票の除票の写しの交付手数料		300	200
印鑑登録証明手数料	１枚	300（※）	200

（※）コンビニエンスストア等に設置された端末機により交付する場合については、２００円に据置き

２　規定の整備

建築基準法施行令の一部を改正する政令（令和７年政令第３１０号。令和７年９月３日公布）の施行により、条例で引用する政令の項が繰り下げられたことに伴い、規定の整備をするもの

（１は令和８年４月１日から施行、２は公布の日から施行）

議案第１３２号　　豊橋市児童福祉法施行条例及び豊橋市子ども・子育て支援法施行条例の一部を改正する条例

（保育課）

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和６年法律第４７号。令和６年６月１２日公布）による子ども・子育て支援法及び児童福祉法の一部改正に伴い、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準及び特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を規定するため、現行条例の一部を改正するもの

１　乳児等通園支援事業に係る本市の独自基準

（１）乳児室の面積は、満２歳未満の園児一人につき３．３㎡以上とする。

（２）非常災害対策に関する計画の対象となる災害として、震災、風水害等を例示する。

（３）非常災害時の市、他の社会福祉施設等との連携協力体制の整備を努力義務とする。

（４）暴力団員の排除に関する規定を追加する。

２　特定乳児等通園支援事業に係る本市の独自基準

（１）非常災害対策に関する計画の対象となる災害として、震災、風水害等を例示する。

（２）非常災害時の市、他の社会福祉施設等との連携協力の体制の整備を努力義務とする。

（３）暴力団員の排除に関する規定を追加する。

３　その他の基準は、国の基準のとおり

（令和８年４月１日から施行）

議案第１３３号　　豊橋市河川等公共物の管理に関する条例の一部を改正する条例

（河川課・土木管理課）

河川等公共物の使用許可の期間を変更するほか、管理者以外の者が工事等を行う際に必要な承認手続を定めるため、現行条例の一部を改正するもの

○使用許可の期間の変更

改正後	改正前
５年以内	２年以内（市長が特に必要があると認めたものについては、３年以内）

（令和８年４月１日から施行）

議案第１３４号　　豊橋市水道事業給水条例の一部を改正する条例

（経営課）

水道料金の額を改定するため、現行条例の一部を改正するもの

○基本料金

メーターの口径	基本料金	
	改正後	改正前
	円	円
13ミリメートル	480	530
20ミリメートル	1,310	1,450
25ミリメートル	2,250	2,500
30ミリメートル	3,500	3,900
40ミリメートル	6,900	7,700
50ミリメートル	12,000	13,300
75ミリメートル	32,400	36,000
100ミリメートル	66,100	73,400
150ミリメートル	183,000	203,000
200ミリメートル	378,000	420,000
250ミリメートル	－	740,000
300ミリメートル	－	1,180,000

○水量料金

用途区分	使用水量	水量料金		
		単位	改正後	改正前
一般用		１立法メートルにつき	円	円
	10立方メートルまで		57	28
	10立方メートルを超え20立方メートルまで		85	56
	20立方メートルを超え50立方メートルまで		121	92
	50立方メートルを超え100立方メートルまで		189	160
	100立方メートルを超えるもの		269	240
臨時用	使用水量にかかわらず		289	260
私設消火栓用	使用水量にかかわらず	火災の場合以外１栓10分までごとに	289	260

※水道料金は、１月につき基本料金と水量料金の合計額に100分の110を乗じて得た額

（令和８年５月検針分のうち、４月使用分の水道料金から適用）

議案第１３５号　　豊橋市地域下水道条例の一部を改正する条例

（経営課・営業課）

既設の地域下水道の処理区域の拡大に伴い、その処理区域を規定するため、現行条例の一部を改正するもの

○　処理区域を拡大する地域下水道

１　名　　称　　石巻金田地域下水道

２　処理区域　　石巻町字前田

（公布の日から施行）

議案第１３６号　　豊橋市火災予防条例の一部を改正する条例

（予防課）

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正（令和７年総務省令第１０１号。令和７年１１月１２日公布）に伴い、簡易サウナ設備の位置及び構造に関する基準並びに感震ブレーカーの設置を推進することを定めるため、現行条例の一部を改正するもの

※簡易サウナ設備

屋外その他の直接外気に接する場所に設けるテント型サウナ室又はバレル型サウナ室（木製の円筒形サウナ室）に設ける薪又は電気を熱源とする放熱設備であって、定格出力６キロワット以下のもの

（令和８年３月３１日から施行）

〔 単 行 案 〕

議案第１３７号　　工事請負契約締結について

（契約検査課・道路建設課）

１　工　事　名　　明海大橋（仮称）橋梁床版工事（Ｒ７）

２　工 事 内 容　　・橋梁上部

ＲＣ床版工	Ｖ＝６７９㎥
伸縮装置工	Ｌ＝２７ｍ
排水装置工	Ｌ＝１６３ｍ
地覆工	一式
照明受台	一式
照明装置管路工	一式
橋台躯体工	一式
橋梁足場工	一式

３　落札年月日　　令和７年１０月２７日

４　契 約 価 格　　２６４，０００，０００円

（予 定 価 格　　２６６，７６６，５００円）

落　札　率　　９９．０％

５　請　負　人　　神野建設（株）

６　契 約 方 法　　一般競争入札（総合評価落札方式）（応札２社）

議案第１３８号　　工事請負契約締結について

（契約検査課・教育政策課）

１　工　事　名　　羽田中学校北校舎長寿命化改良工事

２　工 事 内 容　　・鉄筋コンクリート造３階建

延べ床面積　３，４９３㎡（改修部分）

区　分	室　名
１階	普通教室（５）、保健室、美術室、美術準備室、特活室、便所（２）
２階	普通教室（４）、コンピュータ室、情報準備室、特活室（６）、便所（２）
３階	普通教室（４）、音楽室、音楽準備室、特活室（４）、便所（２）

・内部改修　一式

・外部改修　一式

３　落札年月日　　令和７年９月３０日

４　契 約 価 格　　６３８，０００，０００円

（予 定 価 格　　６５３，０７０，０００円）

落　札　率　　９７．７％

５　請　負　人　　（株）ニシ

６　契 約 方 法　　一般競争入札（総合評価落札方式）（応札１社）

議案第１３９号　　工事請負契約締結について

（契約検査課・動植物園）

１　工　事　名　　総合動植物公園ゾウ舎屋内展示場建設工事

２　工事内容　　・獣舎

鉄筋コンクリート造２階建

延べ床面積　１，５０１．５４㎡

区　分	室　名
１階	ゾウ寝室、トレーニングルーム、シュート、管理室、機械室
２階	テナガザル屋内放飼場、テナガザル寝室（２）、ゾウ観察テラス、観覧スペース、予備室

・乾草倉庫

軽量鉄骨造平屋建

延べ床面積　２２．７８㎡

３　落札年月日　　令和７年１１月１０日

４　契約価格　　７９７，５００，０００円

（予定価格　　７９７，５００，０００円）

落　札　率　　１００％

５　請　負　人　　藤城建設（株）

６　契約方法　　一般競争入札（総合評価落札方式）（応札１社）

議案第１４０号　　議決事項中変更について

（令和６年第３９号議決　工事請負契約締結について（資源化センター臨時高圧電力引込対策工事））

（契約検査課・施設建設室）

令和６年３月２８日締結の資源化センター臨時高圧電力引込対策工事請負契約について、議決事項中契約価格の変更を求めるもの

１　変更前契約価格　　６７６，５００，０００円
　　変更後契約価格　　７０９，９９２，８００円
　　（差引き）　　３３，４９２，８００円増

２　変更理由及び内容

負荷試験装置の仕様の変更、高圧配電盤の改良方法の変更、短絡故障対策の仕様の変更等が必要になったことにより、契約変更をするもの

３　請負人　　ＪＦＥ環境テクノロジー（株）

議案第１４１号　　議決事項中変更について

（令和５年第８５号議決　工事請負契約締結について(明海大橋(仮称）橋梁下部工事))

（契約検査課・道路建設課）

令和５年１０月２日に工事請負契約を締結し、令和６年３月２８日、同年５月１６日及び令和７月１月３１日に契約価格に係る変更契約を締結した明海大橋（仮称）橋梁下部工事請負契約について、議決事項中契約価格の変更を求めるもの

１　変更前契約価格　　６７８，１６４，３００円（※）
　　変更後契約価格　　７３９，０４７，１００円
　　（差引き）　　６０，８８２，８００円増

２　変更理由及び内容

工事材料（鋼材類）の価格が急激に上昇し、豊橋市工事請負契約約款第２５条第５項（単品スライド条項）を適用する対象となったこと、仮設鋼材の賃借日数の変更並びに労務費及び諸経費の補正分を追加する変更が必要になったことにより、契約変更をするもの

３　請負人　　藤城・神野特定建設工事共同企業体

（※）令和７年報告第５号（１）（専決処分の報告について）において、変更した後の価格

議案第１４２号　　議決事項中変更について

（令和７年第５６号議決　工事請負契約締結について(明海大橋(仮称）橋梁上部工事))

（契約検査課・道路建設課）

令和７年３月３１日締結の明海大橋（仮称）橋梁上部工事請負契約について、議決事項中契約価格の変更を求めるもの

１　変更前契約価格　　８８４，９５０，０００円
　　変更後契約価格　　７８９，５０８，５００円
　　（差引き）　　９５，４４１，５００円減

２　変更理由及び内容

橋桁の架設工法の変更及び当該変更による仮桟橋の設置を取りやめる変更が必要になったことにより、契約変更をするもの

３　請負人　　高田機工（株）名古屋営業所

議案第１４３号　　議決事項中変更について

（令和５年第５５号議決　工事請負契約締結について（栄小学校北・南校舎長寿命化改良工事（詳細設計付)))

（契約検査課・教育政策課）

令和５年６月２７日締結の栄小学校北・南校舎長寿命化改良工事（詳細設計付）請負契約について、議決事項中契約価格の変更を求めるもの

１　変更前契約価格　　９６６，０２０，０００円（※）
　変更後契約価格　１，００１，４４０，０００円
　（差引き）　　３５，４２０，０００円増

２　変更理由及び内容

賃金水準及び物価水準が急激に上昇し､豊橋市工事請負契約約款第２５条第６項(インフレスライド条項）を適用する対象となったこと、インターフォン設備の更新を追加する変更、外壁クラック処理等の施工数量の変更等が必要になったことにより、契約変更をするもの

３　請負人　　青山・影山・平本・柳伸共同企業体

（※）令和７年報告第７号（１）（専決処分の報告について）において、変更した後の価格

議案第１４４号　　訴えの提起について

（納税課）

市税等徴収のために差押えをした債権の取立てについて、第三債務者である相手方が支払を中断し、その後の市からの支払の求めに応じないことから、この支払を求める訴えを提起するため、地方自治法第９６条第１項第１２号の規定により、議会の議決を求めるもの

１　請求の原因及び趣旨

市が令和４年７月１５日付けで市税等徴収のために差押えをした債権の取立てについて、第三債務者である相手方が支払を中断し、その後の市からの再三にわたる支払の求めに応じないため、相手方に対し、本税１，９１８，６００円及びこれに対する延滞金相当額の支払を求める訴えを提起するものである。

２　訴訟遂行の方針

（１）訴訟提起前後においても和解又は調停に応ずることができる。

（２）判決の結果により、必要がある場合は上訴する。

議案第１４５号　　指定管理者の指定について

（文化課）

穂の国とよはし芸術劇場の指定管理者を指定するため、地方自治法第２４４条の２第６項の規定により、議会の議決を求めるもの

施設名	指定管理者の名称	指定の期間
穂の国とよはし芸術劇場	公益財団法人豊橋文化振興財団	令和８年４月１日から令和１０年３月３１日まで

議案第１４６号　　令和６年度豊橋市水道事業会計利益の処分

（経営課）

令和６年度豊橋市水道事業会計決算に伴う未処分利益剰余金の処分について、地方公営企業法第３２条第２項の規定により、議会の議決を求めるもの

○未処分利益剰余金

	円
当年度末残高	１，８５３，８０３，１３０
議会の議決による処分額	△１，４４４，０００，０００
建設改良積立金の積立て	△３０９，０００，０００
資本金への組入れ	△１，１３５，０００，０００
処分後残高	（繰越利益剰余金） ４０９，８０３，１３０

議案第１４７号　　令和６年度豊橋市下水道事業会計利益の処分

（経営課）

令和６年度豊橋市下水道事業会計決算に伴う未処分利益剰余金の処分について、地方公営企業法第３２条第２項の規定により議会の議決を求めるもの

○未処分利益剰余金

	円
当年度末残高	２，１１８，０１５，２３０
議会の議決による処分額	△５９０，０００，０００
建設改良積立金の積立て	△２１０，０００，０００
資本金への組入れ	△３８０，０００，０００
処分後残高	（繰越利益剰余金） １，５２８，０１５，２３０

議案第１４８号　　令和６年度豊橋市病院事業会計利益の処分

（管理課）

令和６年度豊橋市病院事業会計決算に伴う未処分利益剰余金の処分について、地方公営企業法第３２条第２項の規定により、議会の議決を求めるもの

○未処分利益剰余金

	円
当年度末残高	２，８３７，１４４，０８５
議会の議決による処分額	△２，１７１，００９，６１１
資本金への組入れ	△２，１７１，００９，６１１
処分後残高	（繰越利益剰余金） ６６６，１３４，４７４

議案第１４９号　　人権擁護委員候補者の推薦について

（市民協働推進課）

人権擁護委員の木村昌弘が令和８年３月３１日で任期満了となるため、後任者の推薦について、人権擁護委員法第６条第３項の規定により議会の意見を求めるもの

参　考　　定　数　２２人
　　任　期　　３年

議案第１５０号　　公平委員会委員の選任について

（行政課）

公平委員会委員の中島幸一が令和７年１２月２５日で任期満了となるため、後任者の選任について、地方公務員法第９条の２第２項の規定により議会の同意を求めるもの

参　考　　定　数　　３人
　　任　期　　４年

議案第１５１号　　教育委員会委員の任命について

（教育政策課）

教育委員会委員の近藤有美が令和７年１２月２５日で任期満了となるため、後任者の任命について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第４条第２項の規定により議会の同意を求めるもの

参　考　　定数　　４人
　　任期　　４年

〔　報　告　〕

報告第３４号　　専決処分の報告について

（契約検査課・住宅課・スポーツ課）

地方自治法第１８０条第１項の規定に基づく議会の議決により、市長の専決処分事項となっている変更契約の締結について、同条第２項の規定により報告するもの

１（１）専決年月日　　令和７年１０月２０日

（２）変更する議決　　令和６年第１２７号議決

工事請負契約締結について（西口住宅建設工事（第３期））

（３）変更内容

契約価格	変更前	１，７９３，０００，０００円
	変更後	１，８１４，５５２，３００円
	差引き	２１，５５２，３００円

・建設発生土の運搬先の変更等のため

２（１）専決年月日　　令和７年１０月２８日

（２）変更する議決　　令和６年第９６号議決

工事請負契約締結について（総合体育館屋根及びトイレ改修等工事）

（３）変更内容

契約価格	変更前	７７１，３７５，０００円（※）
	変更後	７９０，４９０，８００円
	差引き	１９，１１５，８００円

・外壁改修の施工数量の変更等のため

（※）令和７年議案第８２号（議決事項中変更について）において、変更した後の価格

報告第３５号　　専決処分の報告について

（納税課・子育て支援課）

地方自治法第１８０条第１項の規定に基づく議会の議決により、市長の専決処分事項となっている子育て世帯生活支援特別給付金返還金の支払に係る訴えの提起について、同条第２項の規定により報告するもの

子育て世帯生活支援特別給付金返還金の支払

専　決　年　月　日	令和７年１０月２７日
事　件　の　概　要	相手方は、市からの再三にわたる支払の催告にもかかわらず、多額の子育て世帯生活支援特別給付金返還金を滞納しているため、当該返還金の支払を求め、豊橋簡易裁判所へ支払督促を申し立てたところ、相手方の督促異議の申立てにより、同簡易裁判所に訴えの提起があったとみなされたものである。 （専決処分時の滞納状況） 滞納件数　１件

報告第３６号　　専決処分の報告について

（資源化センター・公園緑地課・土木管理課・道路維持課）

地方自治法第１８０条第１項の規定に基づく議会の議決により、市長の専決処分事項となっている１件１００万円以内の次の損害賠償について、同条第２項の規定により報告するもの

１（１）専決年月日　　令和７年１０月２１日

（２）損害賠償の額　　１６２，６５５円

（３）事故の概況　　令和７年８月２５日午前１０時頃、豊橋市植田町字奥ノ谷４０番地先の交差点において、本市職員（財務部資産経営課）の運転する軽貨物自動車が赤信号を見落として進入したところ、左方向から直進してきた相手方の運転する普通乗用自動車と衝突し、相手方を負傷させたもの

（豊橋市過失割合　１００％）

２（１）専決年月日　　令和７年１１月４日

（２）損害賠償の額　　２０２，９００円

（３）事故の概況　　令和７年９月１６日午前９時５０分頃、豊橋市牛川通四丁目１番２地先の路上において、本市職員（建設部道路維持課）が除草作業をしていたところ、草刈機が小石を跳ね飛ばし、走行中の相手方所有の軽乗用自動車に当たり、相手方車両を損傷させたもの

（豊橋市過失割合　１００％）

３（１）専決年月日　　令和７年１１月１０日

（２）損害賠償の額　　９９，４３５円

（３）事故の概況　　令和７年１０月７日午後２時頃、豊橋市小松原町字天目山１０７番１地先において、本市職員（建設部道路維持課）が運転する相手方所有のバックホウが後退したところ、駐車していた本市所有の普通貨物自動車に誤って接触し、当該バックホウを損傷させたもの

（豊橋市過失割合　１００％）

４（１）専決年月日　　令和７年１１月１８日
（２）損害賠償の額　　１４４，１００円
（３）事故の概況　　令和７年８月１５日午後１時４５分頃、資源化センターにおいて、本市職員（環境部資源化センター）が運転するショベルローダーが、相手方所有の柵に誤って接触し、損傷させたもの
（豊橋市過失割合　１００％）

報告第３７号　　決算不認定に係る措置について

（契約検査課）

令和６年度豊橋市一般会計歳入歳出決算、令和６年度豊橋市総合動植物公園事業特別会計歳入歳出決算、令和６年度豊橋市水道事業会計決算、令和６年度豊橋市下水道事業会計決算及び令和６年度豊橋市病院事業会計決算の不認定を踏まえ、必要な措置を講じたので、地方自治法第２３３条第７項及び地方公営企業法第３０条第８項の規定により報告するもの

１　不認定となった日
令和７年９月２６日
２　講じた措置の内容
一般会計、総合動植物公園事業特別会計、水道事業会計、下水道事業会計及び病院事業会計の契約事務における不適正な事務処理に対する再発防止策として、次の措置を講じた。
（１）全職員に対する研修の実施
（２）随意契約に係る契約手続の明文化
（３）随意契約に係る仕組み及び体制の整備